

令和4年9月●日
新型コロナウイルス感染症広島県対策本部決定

全数届出の見直しについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条第1項の規定による新型コロナウイルス感染症患者に係る医師の届出について、令和4年9月26日から、発生届の対象の限定が全国で開始することになる（省令改正予定）。

この全数届出の見直しについて、本県では、次のとおり対応する。

1 発生届の対象

発生届の対象は、次の4類型に限定する。

① 65歳以上の者

② 入院を要する者

※診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性があるとして医師が判断した場合も含まれる。

③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者

又は

重症化リスクがあり、かつ新型コロナ罹患により新たな酸素投与が必要な者

④ 妊婦

2 発生届の対象とならない患者

9月26日からは、感染症法上の医師の義務である発生届の対象は、上記1の対象者に限定されるが、発生届の対象とならない患者に対し、公費支援等を行うためには、当該患者の情報が必要となる。

このため、感染症法第15条第1項の規定により発生届の対象とならない患者の情報について、各医療機関に調査を行うこととし、各医療機関には同条第7項に基づく協力を依頼する。

調査方法は、HER-SYSを用いることとし、医療機関が、「氏名」、「生年月日」、「住所（市区町名のみ）」、「電話番号」等の必要項目を入力する。

なお、医療機関の負担軽減を図るため、入力する必要項目は、できる限り少なくする。